

特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)

重大疾病保障保険

この商品はエヌエヌ生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険機構ならびに投資者保護基金の対象ではありません。
今回の保険募集業務が、お客さまと銀行などの他のお取引に対し影響が及ぶことはありません。

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情について

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情につきましては、エヌエヌ生命サービスセンターまでご連絡ください。

サービスセンター

0120-521-513

[受付時間] 平日 9:00～17:00(土・日・祝日および12/31～1/3を除きます。)

ご検討・お申込みに際しましては、この「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」のほか、「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

募集人がお客さまより現金や小切手をお預かりすることや、エヌエヌ生命名義以外の口座(代理店名義口座、募集人名義の個人口座等)をご案内することは禁止しています。

〈引受保険会社〉

〈募集代理店〉

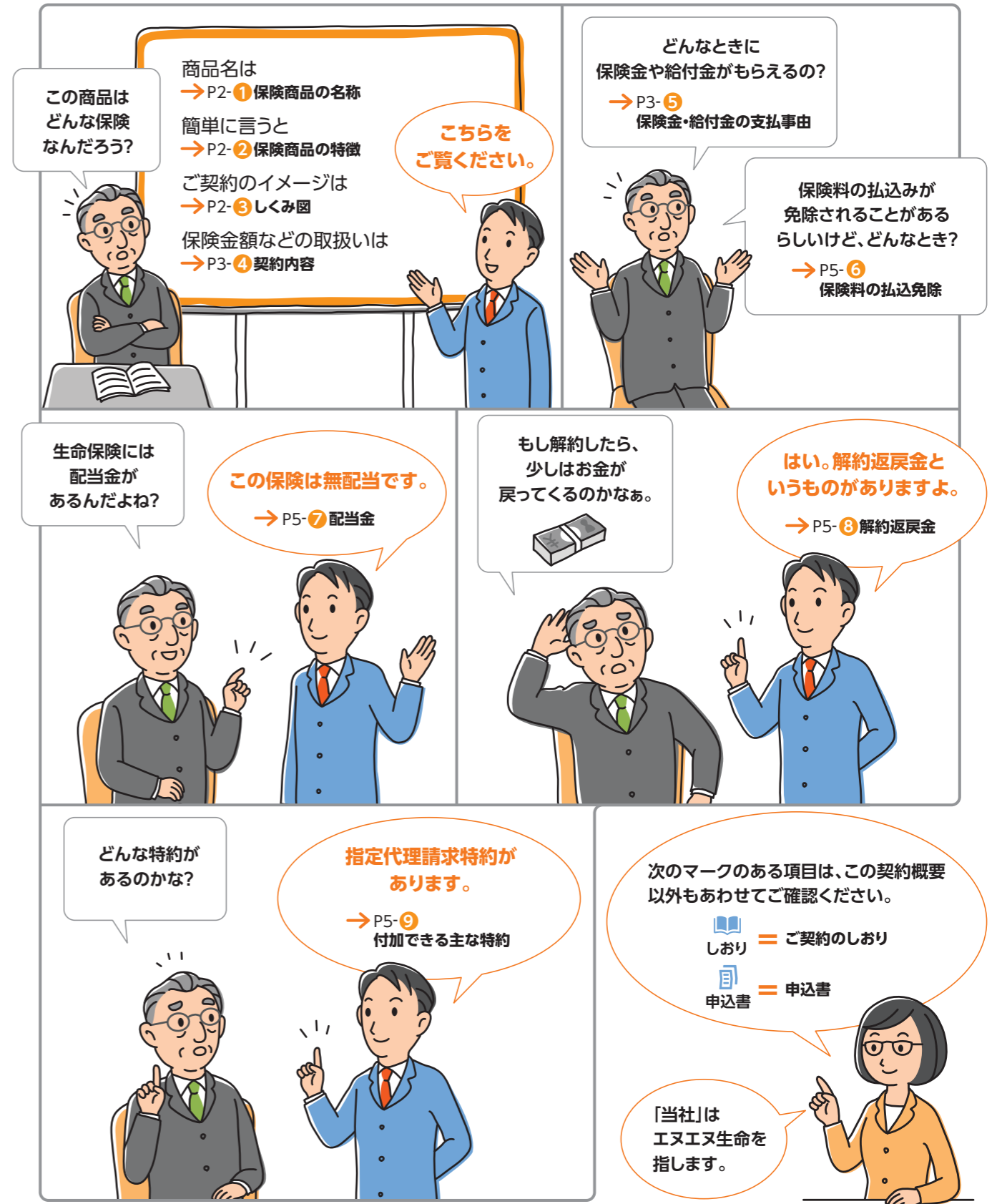
エヌエヌ生命保険株式会社

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町4-1
ニューオータニガーデンコート26F
TEL.03-5210-0300
<https://www.nnlife.co.jp>



契約概要

- 「契約概要」は、お申込みの際に、特にご確認いただきたい重要事項を記載しています。**ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。**
- 「契約概要」に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。これらの詳細ならびに主な保険用語の説明などは「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。



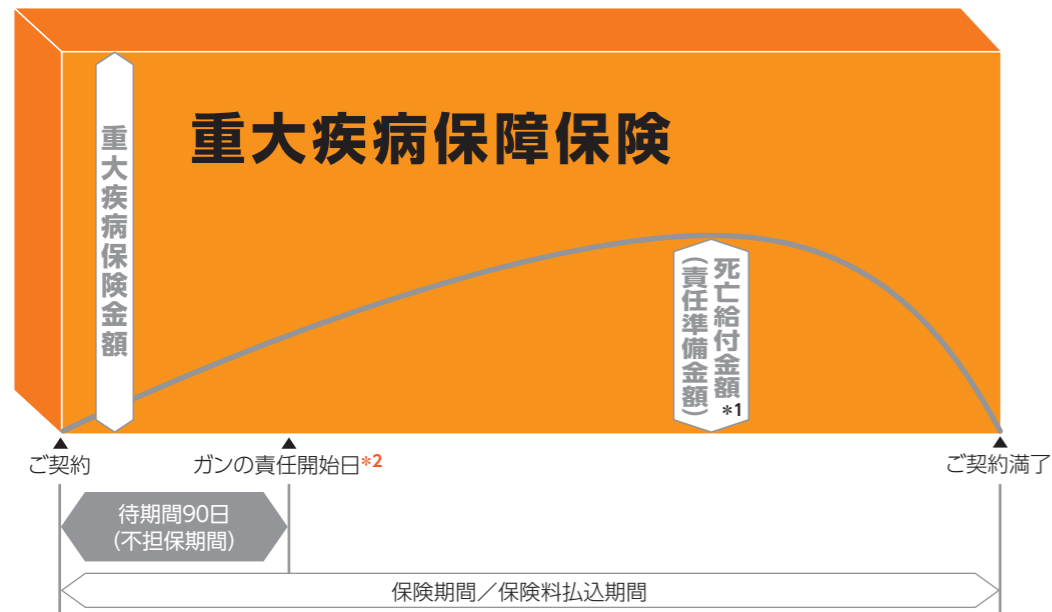
1 保険商品の名称

重大疾病保障保険

2 保険商品の特徴

一定期間の重大疾病(悪性新生物(ガン)、急性心筋梗塞、脳卒中)のときの保障を確保できる、満期保険金のない商品です。
また、重大疾病のときの支払事由に該当せずに死亡したときは、死亡給付金をお支払いします。

3 しきみ図



- *1 死亡給付金は重大疾病保険金より少ない金額となり、ごく少額かまったくない場合があります。
- *2 ガンの保障は、ご契約の責任開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日から開始します。

契約内容については **P3-契約概要 ④「契約内容」** をご確認ください。

4 契約内容

契約年齢	15歳～70歳
保険期間/保険料払込期間	55歳～100歳満了(歳満了のみ)
保険金額	50万円～2億円(単位:10万円)
保険料払込方法	年払、半年払、月払
保険料払込経路	口座振替扱、振込扱、団体扱、特別団体扱、集団扱

- ※保険金額、契約年齢により診査が必要です。
- ※上記お取扱いには、当社所定の制限があります。

お申込みの際は、この「**契約概要**」と具体的な契約内容が記載されている「**申込書**」にて、契約内容を必ずご確認ください。

5 保険金・給付金の支払事由

保険金・給付金	支払事由	受取人
重大疾病保険金	保険期間中に次の①～③のいずれかの事由に該当したとき ① 悪性新生物(ガン)*1 悪性新生物責任開始日前*2にガンと診断確定されることがなく、悪性新生物責任開始日以後に初めて所定のガンと医師によって診断確定されたとき	被保険者 (契約者と死亡給付金受取人が同一法人の場合は、契約者)
	② 急性心筋梗塞 責任開始の時以後の疾病を直接の原因として急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初診日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事などの軽労働や事務などはできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたとき	
	③ 脳卒中 責任開始の時以後の疾病を直接の原因として脳卒中を発病し、その疾病により初診日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき	
死亡給付金	保険期間中に死亡したとき	死亡給付金受取人

- *1 「**上皮内新生物**」および「**皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌**」を除きます。
- *2 **ガンの保障は、ご契約の責任開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日から開始します。**

- ※急性心筋梗塞または脳卒中を直接の原因として保険期間中に死亡したときや、支払事由に定める状態が60日継続する前に死亡したときなど一定の要件のもとに、重大疾病保険金の支払事由に該当したものとみなし、重大疾病保険金をお支払いする場合があります。
- ※死亡給付金は、被保険者が死亡した日の責任準備金額をお支払いします。死亡給付金は重大疾病保険金よりも少ない金額となり、ごく少額かまったくない場合があります。
- ※保険金・給付金をお支払いしたときは、ご契約は消滅します。
- ※重大疾病保険金の複数の支払事由に同時に該当した場合でも、重大疾病保険金は重複してお支払いしません。また、重大疾病保険金と死亡給付金は重複してお支払いしません。
- ※重大疾病保険金の受取人が被保険者の場合、被保険者が重大疾病保険金の支払いを請求する前に死亡したときは、重大疾病保険金の受取人は死亡給付金受取人となります。
- ※詳しくは、**ご契約のしおり「給付内容」**をご確認ください。

P9-注意喚起情報 ④「保険金などのお支払いができない場合」 もあわせてご確認ください。

▼ガンの支払事由に該当する場合、しない場合(例)

事例1	<p>ガンの責任開始日以後の保険期間中に、初めてガンと診断確定された。</p>	お支払対象となります。
事例2	<p>ガンの責任開始日より前に初めてガンと診断確定された。</p>	お支払対象となりません。
事例3	<p>責任開始日からガンの責任開始日の前日までに初めてガンAと診断確定され、ガンの責任開始日以後の保険期間中に、ガンBと診断確定された。</p>	<p>ガンBがガンAの再発・転移などと認められる場合 ⇒お支払いの対象となりません。</p> <p>ガンBがガンAの再発・転移などと認められない場合 ⇒お支払いの対象となります。</p>

○責任開始日の前日以前にガンと診断確定された場合は、責任開始の日からその日を含めて180日以内に、契約者よりお申し出があったときは、ご契約を無効とし、すでに当社にお申込みいただいた保険料を契約者に払い戻します。

* 責任開始の日以後ガンの責任開始日の前日以前にガンと診断確定された場合は、その診断確定の日からその日を含めて180日以内とします。

○責任開始日の前日以前にガンと診断確定された場合は、ガンの保障はなくなりますが、所定の急性心筋梗塞、脳卒中などの保障は継続されます。**なお、その場合でも保険料に変更はありません。**

▼急性心筋梗塞・脳卒中の支払事由に該当する場合、しない場合(例)

事例1	<p>責任開始の時以後の疾病により保険期間中に発病した急性心筋梗塞により、労働の制限が生じたが、経過が良好で40日後に職場復帰した。</p>	お支払対象となりません。
事例2	<p>責任開始の時以後の疾病により保険期間中に発病した脳卒中により、後遺症として左半身の麻痺が生じ、60日以上、麻痺が継続したと診断された。</p>	お支払対象となります。

※詳しくは、ご契約のしおり「保険金・給付金をお支払いできない場合について」、「保険金をお支払いする場合またはお支払いできない場合の具体例」をご確認ください。

P9-注意喚起情報④「保険金などのお支払いができない場合」もあわせてご確認ください。

6 保険料の払込免除

被保険者が次のいずれかに該当した場合は、将来の保険料のお払込みを免除します。

- ・責任開始の時以後の原因により、所定の高度障害状態に該当したとき
- ・所定の不慮の事故により、その事故の日から180日以内に所定の身体障害の状態になったとき

※契約者・被保険者の故意などにより、所定の高度障害状態または所定の身体障害の状態に該当したときは免除しません。

7 配当金

この保険に配当金はありません。

8 解約返戻金

ご契約を解約された場合は、解約返戻金をお支払いします。

9 付加できる主な特約

名称	特徴
指定代理請求特約	被保険者が受取人となる保険金などについて、被保険者が保険金などをご請求できない特別な事情がある場合、被保険者に代わってあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。

※上記のほかにも、付加できる特約があります。

保険金・給付金の支払事由、保険料の払込免除事由である「所定の高度障害状態」や「所定の身体障害の状態」、特約など、各種取扱いについて、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

この保険はエヌエヌ生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。

募集代理店では、複数の保険会社の商品をお取り扱いしている場合があります。詳しくは募集代理店にお問合わせください。

お申込みの際は、この「契約概要」のほか、必ず「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をあわせてご確認ください。

注意喚起情報

- 「注意喚起情報」は、不利益な事項など、お申込みの際に、特にご注意いただきたい事項を記載しています。**ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。**
- 「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細や契約内容に関する事項は、「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。



1 クーリング・オフ (お申込みの撤回またはご契約の解除)



○次のいずれか遅い日からその日を含めて**10日以内**であれば、書面によりクーリング・オフが可能です。この場合、お申込みいただいた金額を払い戻します。

- ・お申込日
- ・「ご契約のしおり・約款」の交付日
- ・第1回保険料充当金が着金した日

○次の場合はお取扱いができません。

- ・当社指定の医師による診査が終了した場合
- ・債務履行の担保のためのご契約である場合
- ・既契約の内容変更(特約の中途付加など)である場合

お手続方法については、**ご契約のしおり「クーリング・オフ(ご契約のお申込みの撤回等)について」**をご確認ください。

2 告知義務

契約者や被保険者には、現在の健康状態などを告知する義務があります。告知は公平な引受判断を行うための重要事項です。過去の傷病歴(傷病名、治療期間など)、現在の健康状態やご職業など、「告知書」または当社指定の医師がおたずねする事項について、事実をありのままに正確にもれなくお伝え(告知)ください。

▼告知受領権

当社の生命保険募集人(代理店を含む)には告知を受ける権限(告知受領権)はないため、生命保険募集人にお伝えいただいても告知したことにはなりません。告知受領権は当社および当社が指定した医師が有していますので、当社所定の「告知書」にてお答えいただいたことと、当社指定の医師にお話しされたことが告知となります。

▼告知内容などの確認

当社または当社で委託した確認担当者が、次の場合にお申込内容、ご請求内容などをご確認させていただきます。

- ・ご契約のお申込後
- ・保険料の払込免除のご請求
- ・保険金などのご請求

▼傷病歴などがある方への引受対応

傷病歴などがある場合でも、ご契約をお引受けすることがあります。
(「保険料の割増」など特別な条件をつけてお引受けすることや、お断りすることもあります。)

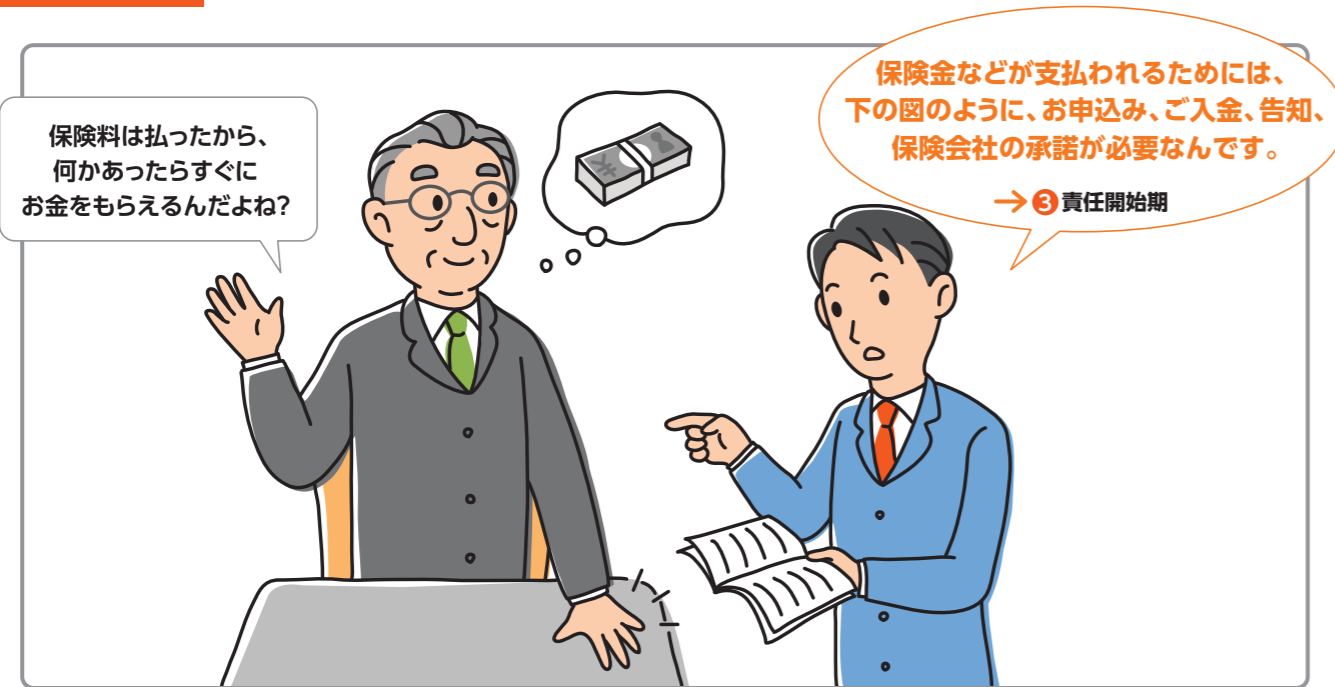
▼告知が事実と相違する場合

- 故意または重大な過失により、事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、責任開始日(復活の場合は最終の復活日)から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。**
- 責任開始日または最終の復活日から2年経過後でも、保険金などの支払事由などが2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
- ご契約を解除したときは、保険金などの支払事由に該当していても、これをお支払いしないことがあります。また、保険料の払込免除事由に該当した場合も同様に、お払込みを免除しないことがあります。
(「解除原因となった事実」との因果関係によります。)
- ご契約を解除したときは、お支払いする返戻金があれば、契約者にお支払いします。

▼告知義務違反の内容が特に重大な場合

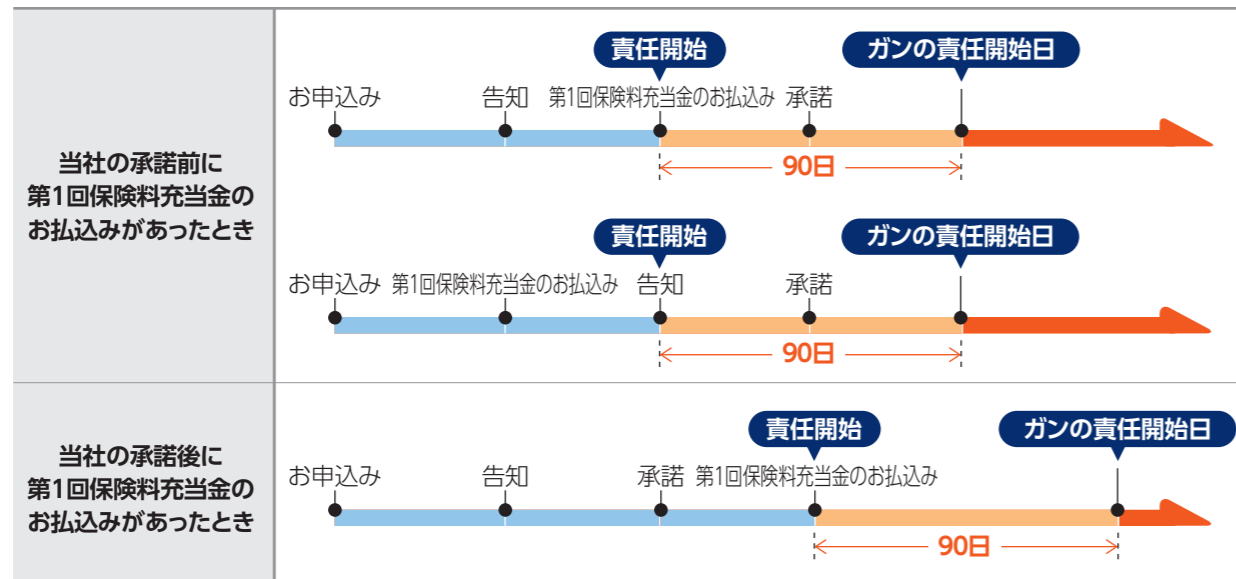
詐欺によるご契約の取消しを理由として、保険金などをお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも、取消しとなる場合があります。また、すでに当社にお払込みいただいた保険料は払い戻しません。

※ご契約の申込・告知は、ご自身で内容をご確認のうえ、お手続きください。



3 責任開始期

当社がご契約のお申込みを承諾したときは、「告知」と「第1回保険料充当金のお払込み」がともに完了した時からご契約上の責任を開始します。
 ただし、**ガンの保障は、悪性新生物責任開始日(ガンの責任開始日)から開始します。ガンの責任開始日は、ご契約の責任開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。**
 責任開始期とガンの責任開始日について図示すると次のとおりとなります。



▼生命保険募集人の権限

- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。
- ご契約は、お客さまからのお申込みを当社が承諾したときに成立します。



4 保険金などのお支払いができない場合 しおり

次の場合、保険金などのお支払いはできません。

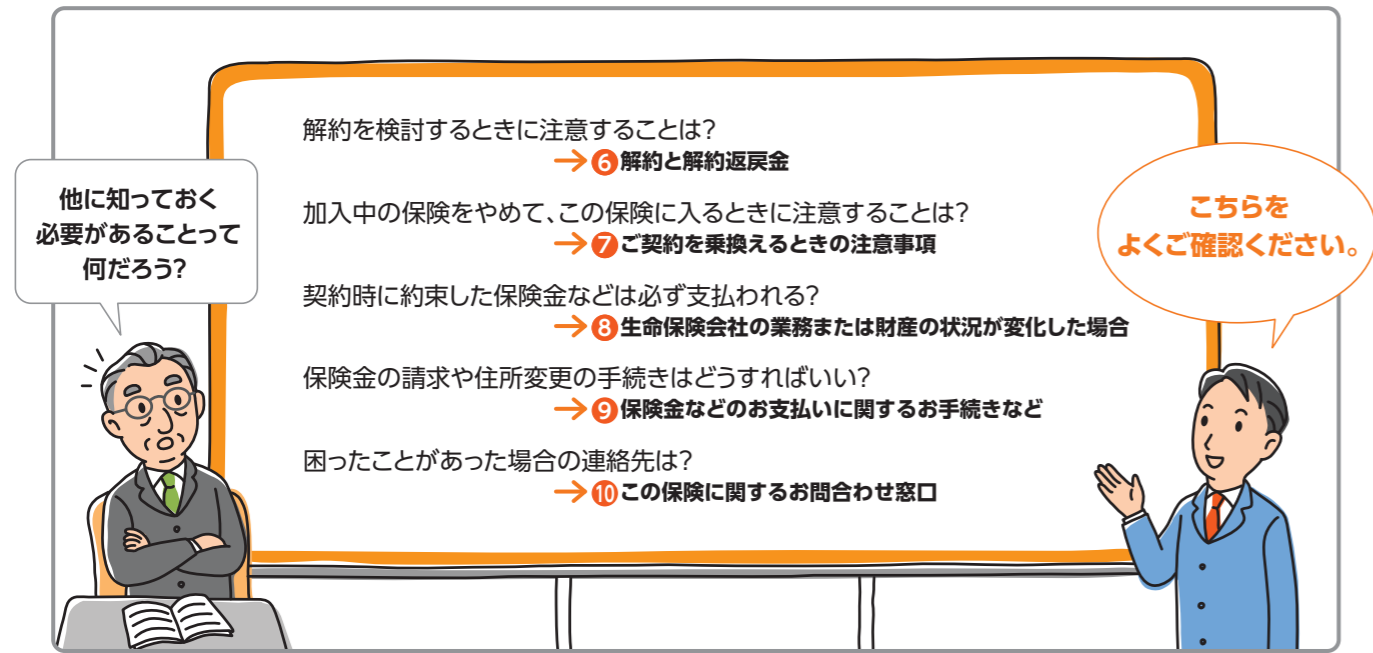
- ・責任開始前の疾病や不慮の事故を直接の原因とする場合(ただし、約款の規定によりお支払いする場合があります。)
- ・ガンの保障について、ガンの責任開始日前に、ガンと診断確定されていた場合(ただし、約款の規定によりお支払いする場合があります。)
- ・告知義務違反により、ご契約が解除された場合
- ・保険金などを詐取する目的で故意に事故を生じさせたとき(未遂を含む)や、契約者・被保険者・受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由によりご契約が解除された場合
- ・死亡給付金について、責任開始の日から3年以内の自殺、契約者・受取人の故意など、免責事由に該当する場合
- ・保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合
- ・ご契約が詐欺による取消し、または不法取得目的により無効となった場合

具体的な事例については、**ご契約のしおり「保険金をお支払いする場合またはお支払いできない場合の具体例」**をご確認ください。

5 保険料のお払込みとご契約の失効・復活 しおり

- 保険料は払込期月にお払込みください。払込期月にご都合がつかないのために、猶予期間を設けています。
- この保険は、保険料の自動振替貸付は行われません。そのため、猶予期間内にお払込みがないと、ご契約は失効します。
- 失効して**6ヶ月以内**であれば、ご契約の復活のお申し込みができます。この場合、所定のお手続きが必要です。
- 健康状態など所定の条件により、復活できないことがあります。
- 復活の際のガンの責任開始日の前日以前にガンと診断確定され、当社の定める期限内に契約者よりお申し出があったときは、ご契約の復活を無効とし、復活の際にお払込みいただいた金額および復活以後にお払込みいただいた保険料を契約者に払い戻します。

復活については、**ご契約のしおり「ご契約の復活について」**をご確認ください。



6 解約と解約返戻金

解約返戻金について、次のことにご留意ください。

- ・多くの場合、払込保険料の合計額より少ない金額となること
- ・契約内容や経過年月数などにより金額が異なること
- ・ご契約後短期間で解約されたときは、ごく少額か、まったくないことがあること

7 ご契約を乗換えるときの注意事項

- 現在のご契約を解約、減額して新たなご契約のお申込みをされるときは、多くの場合、解約返戻金は払込保険料の合計額より少ない金額となります。
- 新たなお申込みも、一般のご契約同様、告知義務があるため、健康状態などによりお断りすることがあります。
- 「新たなご契約の責任開始日」を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。また、詐欺によるご契約の取消しの規定なども、新たなご契約に際しての行為が対象となります。

8 生命保険会社の業務または財産の状況が変化した場合

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額などが削減されることがあります。
- 当社は生命保険契約者保護機構に加入しています。経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも保険金額などが削減されることがあります。
- 生命保険契約者保護機構
TEL.03-3286-2820
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

9 保険金などのお支払いに関する手続きなど しおり

- 支払事由が生じる事象、ご請求手続きなどは、「ご契約のしおり・約款」・当社ホームページにも記載していますので、あわせてご確認ください。
ホームページアドレス <https://www.nnlife.co.jp>
- お客さまからのご請求に応じて保険金などをお支払いしますので、次の場合はすみやかに当社サービスセンターまでご連絡ください。
 - ・保険金などの支払事由が生じた場合
 - ・お支払いの可能性があると思う場合
 - ・ご不明な点が生じた場合など
- 契約内容によっては、複数の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点などがある場合にはご連絡ください。

▼指定代理請求

- 被保険者が受取人となる保険金などについて、被保険者が保険金などをご請求できない特別な事情がある場合、被保険者に代わってあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。
- 指定代理請求人を指定しているときは、契約者は指定代理請求人に支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

詳しくは、ご契約のしおり「指定代理請求特約」をご確認ください。

▼住所などの変更

重要なお案内ができないおそれがありますので、契約者の住所などを変更した場合には必ずご連絡ください。

10 この保険に関するお問い合わせ窓口

- お手続きやご契約に関する相談・照会・苦情などは、当社サービスセンターまでご連絡ください。

エヌエヌ生命 サービスセンター

0120-521-513

[受付時間] 平日 9:00~17:00 (土・日・祝日および12/31~1/3を除きます。)

- 指定紛争解決(ADR)機関は一般社団法人生命保険協会です。生命保険協会の「生命保険相談所」および全国各地の「連絡所」では、電話などにより相談・照会・苦情を受付けています。生命保険相談所が苦情の申し立てを受け、生命保険会社に解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても解決しないときは、裁定審査会を設け、契約者などの正当な利益の保護を図ります。
ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

お申込みの際は、この「注意喚起情報」のほか、必ず「契約概要」「ご契約のしおり・約款」をあわせてご確認ください。

